

治安維持法 100 年

——スパイ防止法案と治安維持法——

2026. 1. 28 荻野 富士夫

1 治安維持法の悪法性

治安維持法

第一條 國體若ハ政體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前項ノ末遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事

1925 年制定

治安維持法

中左ノ画改正ス

第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者結社ニ加入

1928 年 緊急勅令による「改正」

治安維持法

第一章 罪

第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲ爲シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二條 前條ノ結社ヲ支援スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行為ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 第一條ノ結社ノ組織ヲ準備スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組

1941 年「改正」

昭和二十年十月十日

主査参事官

書記官

理事官

参事官

長官

別紙司法大臣請議治安維持法廢止等件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令 案

法制局

朕昭和二十年勅令第五十四號「ボツダム宣言」受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基テ治安維持法廢止等ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

街名 街重

1945 年廢止

・治安維持法の司法処分（日本国内のみでも約 7000 人）

表 1 日本国内における治安維持法の適用状況

	検挙数	起訴（起訴率）	起訴猶予	留保処分
1928	3426	525（15%）	16	-
1929	4942	339（7%）	27	-
1930	6124	461（8%）	292	-
1931	10422	307（3%）	454	67
1932	13938	646（5%）	774	717
1933	14622	1285（9%）	1474	1016
1934	3994	496（12%）	831	626
1935	1785	113（6%）	269	186
1936	2067	158（8%）	328	56
1937	1313	210（16%）	302	-
1938	982	240（24%）	382	-
1939	722	388（54%）	440	-
1940	817	229（28%）	315	-
1941	1212	236（19%）	355	-
1942	698	339（49%）	548	-
1943	600	224（37%）	310	-
1944	501	248（50%）	160	-
1945（5月まで）	109	106（97%）	39	-
合計	68274	6550	7316	2668

出典：1928 年から 1936 年までは『治安維持法関係資料集』第 2 巻
1937 年から 1945 年 5 月までは同第 4 巻より作成

・治安維持法の「強制道徳律」としての機能

警察・検察での釈放（日本国内：6 万人以上＋数倍）、起訴猶予、免訴、執行猶予
学校・会社からの放逐 社会からの白眼視

「国体」に歯向かう「不逞の輩」として迫害・疎外 戦後においても
奥平康弘『治安維持法小史』「「国体」観念の大動員」

制定のさい公定された狭義の「国体」、すなわち主権の所在といった憲法上の「国体」観念からはるかに離れ、把えどころのない倫理的・道義的なそれに高められており、思想犯人は単に法的に責任を問われようとしているのみでなく、道義的倫理的な非難のもとに、全人格的に否定されるべきものとして糾弾されている

・戦後における治安法制

治安維持法的なものは困難（悪法への反発） 破壊活動防止法（1952）の機能不全
機能的治安法令の活用へ 刑法、道路交通法、暴力行為等処罰取締法、公安条例……

2 植民地朝鮮・台湾、傀儡国家「満洲国」でのより苛酷な運用

・検挙から起訴、公判、受刑に至るあらゆる段階で日本国内より苛酷な運用

死刑 日本国内：無（最高量刑は無期懲役、ただし警察内での拷問死多数）

朝鮮：数十人（併合罪多数）

台湾：少なくとも2人

「満洲国」：治安維持法のみでも約2000人と推測（飯守重任供述）

共産主義運動・民族独立運動への弾圧・取締り

重い司法処分 執行猶予付（日本国内）→実刑（植民地）など 2,3割重い

表2 朝鮮治安維持法違反事件累年別人員表

種別 年度	検事局 受理人員	左欄の内			
		起訴	起訴 猶予	起訴 中止	不起訴
1925	88	33	2	35	18
1926	380	161	41	64	131
1927	279	135	1	81	54
1928	1418	496	60	253	391
1929	1282	447	52	246	465
1930	2133	558	71	886	497
1931	1755	651	151	306	567
1932	4393	1022	1110	642	1145
合計	11728	3501	1488	2513	3248
1933	2039	543	678		
1934	2067	520	706		
1935	1696	478	661		
1936	667	246	238		
1937	1228	413	573		
1938	987	283	348		
1939	790	366	163		
1940	286	141	72		
総計	20741	6172	4831		

出典：1925～1932年までは拓務省管理局「改正治安維持法案参考資料」（1934年2月）

『治安維持法関係資料集』第2巻

1936～40年 朝鮮総督府「思想犯保護観察制度実施ノ状況」（1941年12月）第3巻

表3 台湾における治安維持法違反処分者調

区分 年度	警察・検察局						予審		死亡	摘要
	検挙総数	法院送致	予審請求	起訴猶予	起訴中止	不起訴	予審免訴	公判請求		
1926	1	1	1	-	-	-	-	1	-	
1927	85	50	28	-	7	14	21	7	1	

1928	81	42	19	-	4	19	1	18	1	
1929	2	2	-	-	-	2	-	-	-	
1930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1931	158	124	60	7	13	48	-	46	3	予審中 12
1932	310	154	87	4	1	60	-	3	2	予審中 82
1933	6	5	-	-	-	2	-	-	1	検察局捜査中 2
1934	158	25	-	-	4	-	-	-	-	取調中
計	701	403	195	11	29	145	22	75	8	

出典：拓務省管理局「台湾に於ける思想運動調査資料」（1935年3月、『治安維持法関係資料集』第2巻）

表4 台湾における治安維持法違反人員調

年度	検察官受理人数			起訴	起訴猶予	其他 中止処分	未済
	旧受	新受	計				
1931		86	86	24	1	5	56
1932	56	226	282	55	7	57	163
1933	163	98	261	75	1	55	130
1934	130	2	132	1	47	83	1
1935	1	170	171	6	58	29	78
1936	78	272	350	30	279	38	3
1937	3	21	24	4	14	6	-
1938	-	3	3	1	1	2	-
1939	-	4	4	-	2	2	-
1940	-	141	141	62	10	69	-
計	431	1023	1454	258	419	346	431

出典：「公文類聚」第65編・1941年・第1巻（国立公文書館所蔵）

・「満洲国」の治安体制

暫行懲治叛徒法・暫行懲治盜匪法の発動（1932.9～1941.12）

関東憲兵隊による治安主導

日系司法官の大量出向

反満抗日運動に対する思想的討伐の本格化

治安庭（1938.5）から特別治安庭（41.8）へ

特別治安庭の設置 日系司法官（検事・判事）のみ関与

第一条 高等法院に特別治安庭を設く

特別治安庭は第一審且終審として前条第二項に規程する事件中犯罪の態様、地方の情勢、その他の事情に因り治安維持上特に重要にして、且急速に処置することを要する事件を処理す

「満洲国」治安維持法 全一条 1941.12.27 施行

第一条 国体を変革することを目的として団体を結成したる者、又は団体の謀議に参与し、若は指導を為し、その他団体の要務を掌理したる者は死刑又は無期徒刑に処す

情を知りて前項の団体に参加したる者、又は団体の目的遂行の為にする行為を為したる者は死刑又は無期、若は十年以下の徒刑に処す

第三条 国体を否定し、又は建国神廟、若は帝室の尊嚴を冒瀆すべき事情を流布することを目的として団体を結成したる者、又は団体の謀議に参与し、若は指導を為し、其の他団体の要務を掌理したる者は死刑又は六年以上の徒刑に処す

情を知りて前項の団体に参加したる者、又は団体の目的遂行の為にする行為を為したる者は死刑又は無期、若は三年以上の徒刑に処す

飯守重任（司法部参事官）の撫順戦犯管理所での供述（『偽滿傀儡政權』）

「一九四二年四月前後から四五年「八・一五」戦争が終結した三年余りの間、この特別治安庭では熱河省の愛国人民一七〇〇人を処分した。多くは死刑であり、裁判ではかつてない大虐殺を実行した。そして、二六〇〇人以上の愛国人民に無期懲役と二〇年、一五年、八年などの重刑で投獄し、数百人が帝国主義の刑務所内で栄養不良のために死亡した」

板橋潤（錦州高等検察庁書記官）手記「特別治安庭」（撫順戦犯管理所）

「特別治安庭」が設置され、敗戦に到る期間、死刑にされた中国愛国者の方は一七〇〇名以上、無期及び有期徒刑二九〇〇名以上に達しております、合計四六〇〇名以上の方々の尊い生命を奪って居ります」

3 スパイ防止法案＝国家秘密法案の歴史的背景

・軍機保護法の改正

1898 軍機保護法 99 施行

世界的な軍縮の高まりのなかで凍結状態

36 改正のための世論醸成・誘導

36. 3. 1 『大阪毎日新聞』「怪外人に操られ 情報集めに暗躍 軍機保護法を犯す一味 警視庁に検挙さる」

6. 26 『東京朝日新聞』「軍機を探る細胞網 『海と空』社に鉄槌 全国から四十五名」 検挙

38. 7. 21 同「若い読者が時局下国防軍備研究に熱心のあまり不知不識の間に軍機の漏洩をなし……何しろ関係者約四十五名は殆んど純真な中学生で」

適用範囲の拡大、量刑：10 年→死刑

37. 8 改正軍機保護法 日中戦争全面化直後

・「細鱗を捕うるに急」な運用

37. 10. 7 陸軍次官通牒「軍機保護法の運用に関する件」

「一度苛察に流れ、或は運用の適正を欠かんか、良民を無辜に鳴かしめ、民心は明朗進取を失い、惹いては軍民の離間を招来するの虞なしとせず……本法の運用に方りては特に取締重点の指向を適切にし、徒らに細鱗を捕うるに急にして、吞舟の魚を逸するが如き弊に陥らざるを期すべし」（「密大日記」、防衛省防衛研究所所蔵）

内務省警保局外事課編『外事月報』39. 1 月分

37. 10～38. 12 末 警察への引致・連行 1316 人 検事局送致 162 人、有罪 30 人

40. 12 通牒「憲兵の防諜措置を適正ならしむるべき件」

「最近憲兵の実施しつつある防諜関係法規の解釈並に其の指導要領に於て往々にして適切を欠くものあるに付、徒に民心を委縮せしめざる様」

41. 8. 28 憲兵隊司令部本部長「軍機保護法運用の適正に関する件」

「最近各隊に於ける軍機保護法違反事件処理の実情を観るに……苛察に流れ、或は其処置適正を欠くもの尠からず……誤りたる法規運用が反軍思潮の淵由とならざる様注意せられ度し」れていたが、その弊害は一向に改善されなかったのである(『秘憲兵令達集』第二卷)。これらの通牒の存在は防諜法令の抑圧取締が実際には国民に対して向けられていたことも示している。

相次ぐ防諜法令 39 軍用資源秘密保護法、41 国防保安法、言論出版集会結社臨時取締法

・「防諜」のもう一つの意図

1941. 3 防諜協会編『スパイは何処にいるか 「わかりやすい防諜の話」』

陸軍省防衛課大坪義勢中佐の名古屋市での講演筆記 「防諜は国民の心構え一つ」

「日本の防諜の現状は戸締もせず、火は起し放しで一家総出の花見と同一の寒心すべき状態にあります。速に「国民挙って防諜の戦士」にならなければなりません……外国人に心酔して居る婦人などが、よく彼等の手先に使われる……どうも日本の女は、日本人以外の者が無暗と好きなようだが、これは何事か。大和撫子などと言う言葉はこうした近代女性には使用禁止に願いたいと思う。総て日本の女は外国人と結婚すべからず、今女は余って困って居りますが、是非日本人と結婚するのです。そうして立派な子供をうんと生むことです。立派な国民を作り、やがて立派な日本を作るのです。これも防諜の一つです」と脱線気味だが、狙いは戦争遂行のために「立派な国民を作り、やがて立派な日本を作る」

41. 4 内務省警保局外事課の「防諜講演資料」

防諜は「銃後の国民が、必死の勢で戦い抜くべき、武器なき戦争……防諜の根本は日本国民が至誠奉公の念に燃える真の日本人になることにある」

・戦後の防諜法案企図の継続

1951. 9 大橋武夫法務総裁「講和後の治安対策の中心は、日米安全保障条約」「公安保障法案・ゼネスト禁止・集会デモ禁止・プレスコードの立法のほか、防諜法案」の成立を」
(『破壊活動防止法：逐条解説と総批判』1952)

「公安保障法案」→破壊活動防止法 早くも「防諜法案」を企図

58. 3 岸信介首相「防諜法は自衛隊の機密ばかりでなく、国の秩序を守り、国の利益に反する行動を押さえるためにも必要と思う」(『朝日年鑑』1959 年版)

66. 5 自民党安全保障調査会「保科試案」

「防諜法の制定、強力な総合中央情報機関の設置」(『日本の安全保障』1967)

72. 4 参議院予算員会 佐藤栄作首相「国家の機密、さようなものはございますから、やはり機密保護法はどうしても必要だろう……これはかねての私の持論でございます」

78. 10 参議院予算委員会 福田赳夫首相「先々未来永劫に機密保護の問題ですね、いまとにかくスパイ天国とまで言われるわが日本です。こういう状態を放置しておいていいのかどうかというような重大な問題もある」

・一九八五年「国家秘密法」から現在へ

1985. 6 衆議院内閣委員会 中曾根康弘首相「日本は世界でも有数のスパイ天国だと言わ

れておりまして……特に防衛機密の保持という点は非常に重要な問題であると考えております。したがって、国益を守るために、そのような外国がやっているような制度というものは日本においてはこれは検討すべき課題であると考えております」

自民党は議員立法として「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を提出し活発な論戦と社会的な反対・批判の高まり 廃案

86. 11 白川勝彦・大島理森・谷垣禎一・鳩山由紀夫ら 12 議員提言 「慎重な取扱い」

「本来自由である国民が主権者として国政に関する問題を集め、利用する行為の例外としてこれを制限するものである以上、スパイ行為の構成要件は特に厳格に定めなければならず、いやしくも、国民が主権者として国政に関する情報を集め、利用する権利が不当に干渉されるものであってはならない」（神奈川新聞社編『「言論」が危うい：国家秘密法の周辺』1987）

2013 安倍政権 特定秘密保護法の強行成立

藤井治夫『ここまで来ている国家秘密法』（1989）

「第一は直接の目的で、広く国家秘密の総体を保全する法制を確立することである。第二の目的は、厳重な秘密保全の上に立って、積極的な情報コントロールの体制を構築することである」

「第二の目的である積極的な情報コントロールは、政府が国家秘密の指定・保全の権限をもつことを前提としてこそ可能となる。政府情報のうち何を秘匿し、何を公開するかを決めることができるわけであるから、思いどおりの情報操作ができる。政府が秘匿すべきものとした聖域に踏み込んでくる者がいたら、探知・収集罪を適用すればよい。他方では、政府が普及すべきものとした情報が計画的に提供されていく。秘密保全と広報戦略は表裏一体の関係にあり、保全なくして広報はないのである」

2025. 10 自民党と日本維新の会は連立政権を組む合意書

「インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務」→「国家情報局」の創設を明記
高市政権 創設に向けて検討開始、自民党インテリジェンス戦略本部 議論開始

おわりに

・「極端な思想の人たち」の排除

2025. 5 自民党「治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会」（高市早苗会長）の提言

「外国勢力による偽情報・誤情報拡散対策」・「情報力の強化」→スパイ防止法案の検討
13 特定秘密保護法、17 共謀罪法、24 重要経済安保情報保全法、25 能動的サイバー防御法
新たなスパイ防止法案は屋上屋を架すもの？

為政者にはなお不十分

特定秘密保護法の罰則：懲役一〇年、スパイ防止法：おそらく最高刑を死刑に

25. 7 参院選での参政党代表演説 公務員を対象

「極端な思想の人たちはやめてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法だ」 → 思想選別と排除のために

・「思想選別」による排除から処罰へ

思想選別による排除という段階から「極端な思想」をもつこと自体を罪として処罰へ
治安維持法現代版の登場という段階へ

- ・参政党「新日本憲法（構想案）」（2025.5）

前文

日本は、稲穂が実る豊かな国土に、八百万の神と祖先を祀り、自然の摂理を尊重して命あるものの尊厳を認め、徳を積み、文武を養い、心一つにして伝統文化を継承し、産業を発展させ、調和のとれた社会を築いてきた。

天皇は、いにしえより国をしらすこと悠久であり、国民を慈しみ、その安寧と幸せを祈り、国民もまた天皇を敬慕し、国全体が家族のように助け合って暮らす。公権力のあるべき道を示し、国民を本とする政治の姿を不文の憲法秩序とする。これが今も続く日本の國體である。

国民の生活は、社会の公益が確保されることよって成り立つものであり、心身の教育、食糧の自給、国内産業の育成、国土と環境の保全など、本憲法によつて権利の基盤としての公益を守り、強化する。

また我が国は、幾多の困難を乗り越え、世界に先駆けて人種の平等を訴えた国家として、先人の意思を受け継ぎ、本憲法によつて総合的な国のまもりを尽くし、国の自立につとめる。あわせて、各国の歴史や文化を尊重して共存共栄を実現し、恒久の平和に貢献する。

日本国民は、千代に八千代に繁栄を達成し、世界に真の調和をもたらすことを宣言し、この憲法を制定する。

- ・「国体」の魔力の發揮

人々はどのように「国体」を畏怖し、呪縛され、恭順し、動員を強制されていったのか
「建国以来の歴史と伝統とにより培われたる我七千万国民の信念」という国体を源とする
「八紘一字」：「東亜新秩序」、さらに「大東亜新秩序」の建設
その建設のためのアジア解放の「聖戦」の理念・大義